

平成二十四年第六回六戸町議会議事録（第二号）

開 会 平成二十四年十二月十一日 午前十時

出席議員（十一名）

一 番	杉 山 茂 夫	三 番	久 田 伸 一
四 番	高 坂 茂	五 番	下 田 敏 美
六 番	川 村 重 光	七 番	河 野 豊
八 番	円 子 徳 通	九 番	母 良 昭
十 番	山 本 繁 実	十 番	金 崎 盛 三
十二番	苦 米 地 繁 雄		

欠席議員（二名）

二 番 附 田 輝 雄

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	副 町 長	保 土 澤 正 教
総 務 課 長	坂 本 定 美	企 画 財 政 課 長	保 土 沢 博 昭
税 務 課 長	棟 方 晃 祥	産 業 課 長	松 村 茂
町 民 福 祉 課 長	保 土 沢 定 一	建 設 課 長	下 田 正 幸
病 院 事 務 長	田 中 茂 樹	会 計 管 理 者	山 本 晃 広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

教育委員会 委員長	長	根	富	栄	教育 長	櫻	田	泰	弘
教育課長	川	村	政	則	農業 委員会 長	金	淵	盛	一
農業委員会 事務局長	松	村		茂	選挙 管理 委員会 委員長	高	橋		司
選挙管理 委員会 事務局長	坂	本	定	美	代表 監査 委員	米	内	山	功
監査委員 事務局長	田	中	義	喜					
事務局 事務局長									
事務局 事務局長	田	中	義	喜	事務局 次長	畠	山	正	子
事務局 事務局長	田	中	義	喜					
事務局 事務局長	田	中	義	喜					

議事日程

日程第一	諸報告
日程第二	議案第五十一号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第三	議案第五十二号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第四	議案第五十三号 六戸町課設置条例の一部を改正する条例案

日程 第五	議案第五十四号	六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
日程 第六	議案第五十五号	六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
日程 第七	議案第五十六号	六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
日程 第八	議案第五十七号	平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第四号)
日程 第九	議案第五十八号	平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)
日程 第十	議案第五十九号	平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第二号)
日程 第十一	議案第六十号	平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第二号)
日程 第十二	議案第六十一号	平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)
日程 第十三	議案第六十二号	平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)
日程 第十四	議案第六十三号	六戸町教育委員会委員の任命について
日程 第十五	議案第六十四号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程 第十六	議員提出議案第三号	六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案
日程 第十七	議員提出議案第四号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を 求める意見書の提出について

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

七 番 河 野 豊 八 番 円 子 徳 通

△△ 議 議 の 経 過

議 長（苦米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。二番、附田輝雄君から欠席する旨の通告がありましたので報告いたします。ただいまの出席議員数は十一名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前十時）

議 長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第一 諸報告を行います。

地方自治法第二百二十一条第一項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配布してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を行います。

上北地方教育・福祉事務組合議会議員、高坂茂君です。

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

おはようございます。

上北地方教育・福祉事務組合より報告いたします。

平成二十四年十一月十四日水曜日に、第二回の定例会を開催しております。都合、今回の定例会で二回目です。ほかに臨時会二回、全員協議会二回開催しております。

今回の提出議案は八件で、自治法の改正による条例の改正案は質疑なく承認されております。また、平成二十三年度決算については、質疑終了後に承認されております。なお、一般質問者は今回ありませんでした。

この中で最も重要なものとして、本施設を指定管理者導入における案件について質疑されました。内容は、十和田市にある授産施設、公立もくもつく及び厚生施設、公立からまつ寮を平成二十五年度より指定管理することとし、上北郡内の社会福祉法人に募集要項の案内と説明会を実施しております。結果として、もくもつくには二法人の応募があり、十和田市にある社会福祉法人ホクシン会を、公立からまつ寮には一法人の応募があり、七戸町にある社会福祉法人七戸福祉会に管理を指定することを承認しております。なお、指定期間は五年となっております。

また、今後、組合の課題として、開設以来の施設は老朽化しており、建て直しあるいは民間移譲、福祉事業のあり方等、あらゆる角度から検討していかなければならないのではとの理事長の考えが出されております。

最後に、当議事録は事務局に置いておきますので、ごらんいただければ幸いです。

以上、報告いたします。

議長（苦米地繁雄君）

以上で、一部事務組合議会議員による組合議会の報告を終わります。

次に、日程第二 議案第五十一号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第五十一号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

五ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、構成団体の三戸郡町村会館管理組合が平成二十五年三月三十一日をもって解散することに伴い、構成団体を変更するため規約の変更をするものでございます。

附則は、施行期日を平成二十五年四月一日とするものでございます。
以上で、議案第五十一号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第五十一号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第五十一号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第三 議案第五十二号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第五十二号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明いたします。

八ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、構成団体の三戸郡町村会館管理組合が、平成二十五年三月三十一日をもって解散することに伴い、構成団体を変更するため規約の変更をするものでございます。

附則といたしましたして、施行期日を平成二十五年四月一日とするものでございます。

以上で、議案第五十二号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第五十二号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第五十二号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第四 議案第五十三号 六戸町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第五十三号 六戸町課設置条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。
十ページをごらんいただきたいと思ひます。

本案は、福祉行政事務の多様化と事務量増に対応するため、町民福祉課を再編いたしまして、新たに町民課と福祉課を設置するものであります。

施行期日は平成二十五年四月一日とするものでございます。
以上で、議案第五十三号の説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第五十三号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第五十三号 六戸町課設置条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第五 議案第五十四号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案第五十四号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。あわせて別紙資料もごらんください。議案の十二ページをごらんください。

今回の改正の主な内容は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領のひとり親家庭の定義の改正と町独自で事業を行う国保及び社会保険等の児童について、医療機関での窓口負担の要らない現物給付ができるように改正するものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行し、第二条第二項の改正規定については平成二十四年八月一日から適用するものであります。

以上で、議案第五十四号の説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第五十四号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。
よつて、議案第五十四号 六戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決
いたしました。

次に、日程第六 議案第五十五号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案第五十五号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の十五ページをごらんください。あわせて、別紙資料もごらんください。

今回の改正の主な内容については、現物給付については、国保加入のゼロ歳児に限られていました町独自の事業として、社会保険加入者も含めた四歳未満すべての乳幼児に対して適用するため改正するものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するものであります。
以上で、議案第五十五号の説明を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第五十五号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第五十五号 六戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第七 議案第五十六号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案第五十六号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案の十八ページをごらんください。あわせて別紙資料もごらんください。

今回の改正の主な内容については、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部の改正によるものと、町独自で実施する医療機関での窓口負担の要らない現物給付ができるように改正するものであります。附則については、公布の日から施行するものであります。以上で、議案第五十六号の説明といたします。

議 長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第五十六号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第五十六号 六戸町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第八 議案第五十七号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

議案第五十七号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第四号)についてご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書の三ページを開きいただきたいと思えます。

一款町税では、一項町民税に個人分の現年課税分一千五百万円、同じく二項固定資産税に現年課税分一千万円、滞納繰越分三百万円を、そして、四項たばこ税に一千万円をそれぞれ増額計上いたしました。

十款地方交付税では、普通交付税で九十一万四千円を増額いたしました。

次のページでございます。

十二款の分担金及び負担金から五ページの十五款県支出金までは、事業費との関連においてそれぞれ調整をいたしました。

二十款の諸収入では、五項の雑入に光ケーブル移設補償金ほか、あわせて百十二万一千円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

まず、特別職及び一般職員の給与等の補正につきましては、既決予算の人件費を精査の上、全体で四十五万円を減額計上してございます。

人件費以外の主な内容について款を追って説明を申し上げます。

七ページをござんいただきます。

二款総務費、一項総務管理費では、五目財産管理費に地域産業振興基金積立金三百五十万円を計上したほか、八目情報施策推進費では国民年金異動報告書電子化対応業務委託料ほか百七十万三千円、九目の町民バス運行費では町民バス待合所の備品購入ほか八十六万八千円、項の計では六百四十三万円の増額計上をいたしました。

次のページをござんいただきます。

三款民生費でございます。一項の社会福祉費、一目の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計に、それぞれに対する繰り出し金を計百八十七万円。二目老人福祉費では百歳祝金二十九万九千円を、三目の障害者福祉費では扶助費に九十一万六千円を主なものといたしまして、項の計では三百二十五万六千円の増額計上でございます。二項児童福祉費では、扶助費におきまして、保育所運営費、子ども医療費給付及び子ども手当並びにひとり親家庭医療費給付の精査により計上いたしました結果、項の計で一十八万八千九百一十円の増額計上でございます。

十ページをござんいただきます。

四款の衛生費でございます。一項保険衛生費では、三目母子衛生費に、乳幼児医療費精査により扶助費二百五十万円を計上し、項の計では二百六十一万二千円の増額計上でございます。同じく二項清掃費では、合併処理浄化槽に対する補助金一千四百九十六万六千円を追加計上し、項の計では一千四百九十六万六千円の増額計上です。

五款労働費では、ふるさと雇用再生特別基金事業の返還金二十四万八千円の計上でございます。

六款農林水産業費、一項農業費では、農業委員会委員の視察研修費として旅費七万二千元、自動車借上料七十九万六千元を計上、三目の農業振興費では、にんにくウイルスフリー種子購入助成事業補助金百五万三千元を計上、四目の畜産業費では、町黒毛和種雌子牛保留事業補助金百万を計上し、項の計では三百八十八万一千円の増額計上でございます。

十二ページをごらんいただきたいと思います。

二項の林業費では、町森林整備地域活動支援交付金三十四万五千円の負担金の計上でございます。

七款商工費では、二目の商工振興費にプレミアム商品券助成事業補助金三百五十万円を主なものとして、項の計では四百二十三万七千円の増額計上でございます。

十三ページをごらんください。

八款土木費では、二項の道路橋りよう費、二目の道路橋りよう維持費に除雪融雪材散布業務委託料一千三百四十八万三千円のほか除雪関連費用を計上し、項の計では一千六百九十四万二千円の増額計上をいたしました。四項都市計画費では、下水道事業特別会計繰出金一千三百七十一万円の減額計上でございます。

九款消防費では、防火水槽改修費工事ほかの工事請負費等、項の計では十三万三千円の増額計上でございます。

十四ページをお開きください。

十款教育費では、二項の小学校費に開知小学校の特別支援学級開設準備費用として、備品購入費ほか渡り廊下増築工事請負費を含めまして、項の計で百六十九万六千円の増額、三項の中学校費では、事業費の精査によりまして四百四十七万二千円の減額計上でございます。

次のページの四項の社会教育費では、二目の公民館費、三目の図書館費、それぞれ施設の管理費用の精査により追加計上をしたものでございます。五目の生涯学習推進費では、ふれあい昭陽館の法定点検報告書作成委託料二十八万三千元を計上し、項の補正額は九十九万四千円の計上でございます。五項の保健体育費では、五目総合運動公園運営費に委託料を実績見合いにより減額調整し、項の補正は二百一十一万一千円の減額計上をいたしました。

以上で説明いたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

補正予算に関する説明書の十一ページ、労働費のところの、このふるさと雇用再生特別基金事業返還金とありますけれども、この内容が、ちよつといまいわからないので詳しく説明願いたいのと、もう一つ、次の十二ページ、林業振興費ということで町森林整備地域活動支援交付金とありますけれども、これの受け皿というんですか、どこに交付したのか、その交付先のご説明を求めます。

議 長（苦米地繁雄君）

産業課長。

産業課長（松村 茂君）

最初に、ふるさと雇用再生特別基金事業返還金なんですが、これは、二十二、二十三年分の事業を、この間、県の監査を受けまして、ちよつと違うほうに支出したものですから、それを、今、三団体から徴収してそのまま返還するものがございます。

あと、森林組合の活動交付金なんですが、これは、去年から間伐に対する国の補助金が、五ヘクタール以上集約しないと補助対象とならないというようになりましたので、その集約化に必要な所有者、境界等の確認の経費をこの事業で交付し、森林組合に交付して森林組合のほうで事業を行うものがございます。

以上でございます。

議長 (苦米地繁雄君)

七番、河野君。

七番 (河野 豊君)

最初のふるさと雇用再生特別基金事業返還金ということは、要は使い道を間違ったということなんですか。その辺、もうちょっと詳しく教えて説明してください。

それと、森林組合に林業振興費ですか、これは森林組合に払ったという説明ですけれども、六戸町に森林組合つてあるんですか、ちよつと、その辺もあわせて説明。

議長 (苦米地繁雄君)

産業課長。

産業課長 (松村 茂君)

最初のほうなんです、あくまでも人件費にということだったんですが、人件費以外のものに支出をしていたので、その分を返還するものでございます。

あと、森林組合のほうは、十和田にあります上十三森林組合のほうに交付し、そちらで事業を行っております。以上でございます。

議長 (苦米地繁雄君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第五十七号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第五十七号 平成二十四年度六戸町一般会計補正予算(第四号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第九 議案第五十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(棟方晃祥君)

議案第五十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の三ページをお開きください。

今回の補正予算の主な内容でございますが、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費の執行見込額の増見込みによるものでございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

五款療養給付費交付金、一項療養給付費交付金に千百九十三万二千元を、十一款繰越金、一項繰越金に二百七十六万円をそれぞれ増額計上いたしました。

次に、歳出についてはご説明いたします。

五ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費に退職被保険者等療養給付費として千百四十三万九千円を増額計上、同じく二項高額療養費に一般及び退職被保険者等高額療養費としてあわせて五百七十一万一千円を増額計上いたしました。

以上で、議案第五十八号の説明を終わります。

議長(苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

十番、山本君。

十番（山本 実君）

この国民健康保険事業についてお尋ねしたいわけなんです。当初予算と比して、比べてみまして、今現在、この事業そのものがどういうふうな状況になっているのか。三月の予算委員会でお尋ねをすれば一番いいところなんです。心配をすることから、今現在の現状がどのような状況になっているのかお尋ねしたいというふうに思っています。

議 長（苦米地繁雄君）

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

国保の今の現状ということですが、二十三年度末の段階で基金がもう底をついてしまいました。二十四年度当初では一般会計から財政補てん繰入金、赤字の補てん分ですが、六千二十七万九千円をいただいで、今の国保を運営している状況でございます。国保の給付費は、どちらかといいますと横ばい、もしくは若干上がりぎみでことしは推移しております。その反面、被保険者数につきましては若干減少している傾向でございます。かなり厳しい運営状況であるということをご理解いただければと思います。

以上です。

議 長（苦米地繁雄君）

十番、山本君。

十 番 (山本 実君)

基金も枯渇してしまったというふうなことでございまして、一般会計から六千万円の繰り入れをしている。そこで、町長にお尋ねをしたいわけなんです、これは当町に限らず他市町村からお聞きいたしましたも同様の傾向にあるようであります。療養給付費が高騰しているというふうなこと、大変申し上げにくいことなんです、この保険料を上げなければならぬ、新年度から、そのような考えでいらっしゃるのか、また、その一般会計から繰り入れして運営するのか、どのような考え方でいらっしゃるのかお尋ねしたいというふうに思います。

ご案内のとおり、この国民健康保険税の算出につきましては、資産割、それから所得割、平等割、それから均等割ですか、この四つからなっているわけでありまして、当然、今の現状を考えますと、このパーセントを上げなければならぬのではないのかなという感じはするんですが、町のトップとして、首長としてどのように考えているのかお尋ねします。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

お答えいたします。

国民健康保険税ということでございます。今、ご質問ありますように、非常に財政的に逼迫している状況というのは、数年前からその状況があります。限度枠のことを含めても、実際は大変ですということであれば、指導のほうとしては、どうぞ税金を上げてくださということになる状況の中にあります。ただ、今、ちよつと年度を確認したんですが、三年ほど前の状況から国保会計というのはそういう状況下にありますので、審議会のほうに諮問しまして、三年ほど前から諮問機関のほうに、実際はどうあればいいかということ、いろんな関係者の方々に相談していただいた経緯がございます。ただ、その中で、私どもの執行する側としても、町自体が繰入金というどう

だろうというふうに思われるかもしれませんが、こういうご時世でございますので、できるだけ対応できるのであれば町としてもやると、しかし、やはり先々は、どうしても、今ご質問があるように、限度枠も、我々、今ある状況において、高い位置、枠組みの中にありますので、そこまで上げていかなければならないというのが、今の現状でございます。今回も、今年度もこちらから持ち出しますよというふうにやりましたが、実際のところはご質問にありますとおり、これは単に補てんをしていけばいいということではなく、義務としての負担という要素を考えますと、国民健康保険税というものは上げなければならぬ方向にあることは事実でございます。方向としてはそういう状況にあるということでございます。もちろん、それに関しては、その考えは、もう先ほど言いましたように三年前からお話をしていますので、また、関係団体に、組織に諮問いたしましたして、ご検討いただいで、その方向性を定めてまいりたいというふうに思っております。おっしゃるとおりの厳しい現状であるということだけ、お答えとしてさせていただきます。ありがとうございます。

議

長（苦米地繁雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第五十八号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第五十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十 議案第五十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 (田中茂樹君)

それでは、議案書の二十六ページをお開きいただきしたいと思います。

議案第五十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第二号)について、事項別明

細書に基づきご説明申し上げます。

補正予算の内容は、給与費と経費の不足額を消費税の支出残で調整するものです。

それでは、事項別明細書、二ページをお開きいただきたいと思えます。

支出の第一款病院事業費用、第一項医業費用、第一目給与費に二万六千円を増額計上し、第三目経費に十万円を増額計上し、第二項第二目消費税の実績により十二万六千円を減額計上するものであります。

以上で、議案第五十九号の説明を終わります。

議

長（苫米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第五十九号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第五十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十一 議案第六十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (下田正幸君)

それでは、議案第六十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第二号)についてご説明いたします。

事項別明細書の三ページをお開きください。

最初に、歳入の主な内容についてご説明いたします。

四款繰入金、一項他会計繰入金では一般会計繰入金一千三百七十一万円を減額し、六款諸収入、二項雑入では平成二十三年度分の馬淵川流域下水道事業連絡協議会負担金確定による精算金等、項の計で一千二百三十六万円を増

額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

五ページをお開きください。

一款事業費、一項総務管理費については、馬淵川流域下水道追加負担金ほかで二十七万一千円を増額いたしました。二項建設事業費では委託料の下水道法事業認可変更業務委託の入札残による減額のほか、項の計で百六十万九千円を減額いたしました。

以上で、議案第六十号の説明といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第六十号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第六十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十二 議案第六十一号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それでは、ご説明申し上げます。

平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

事項別明細書の三ページをお開きください。

最初に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

九款繰入金、一項一般会計繰入金に職員給料等の精算の上、百六十七万円を増額計上いたしました。次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

五ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費に人件費等精査及び介護保険認定用システム回収費用等をあわせて二百三十一万九千円を増額計上、五款地域支援事業、一項介護予防事業費に予防事業対象者把握事業が完了いたしましたので、委託料を精査の上、七十二万三千円を減額するものであります。

以上で、議案第六十一号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第六十一号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第六十一号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十三 議案第六十二号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民福祉課長。

町民福祉課長 (保土沢定一君)

それでは、ご説明申し上げます。

平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)について、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、人件費等の精査によるものであります。

最初に、歳入のほうについてご説明申し上げます。

三款繰入金、一項繰入金に一般会計繰入金として十二万円を増額計上いたしました。次に、歳出についてご説明申し上げます。
五ページになります。
一款総務費、一項総務管理費に共済費等として十二万円を増額計上いたしました。以上で、議案第六十二号の説明を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第六十二号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長(苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第六十二号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十四 議案第六十三号 六戸町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。ここで、長根教育委員会委員長より退席の申し出がありましたので、退席を許します。

(長根教育委員長退席)

議

長(苦米地繁雄君)

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長(苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第六十三号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。
よつて、議案第六十三号 六戸町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
長根教育委員会委員長の入場を許します。

（長根教育委員長入場）

議 長（苦米地繁雄君）

次に、日程第十五 議案第六十四号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。お諮りいたします。討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。これより議案第六十四号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第六十四号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第十六 議員提出議案第三号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

本案は、十一番、金崎盛三君外五名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより議員提出議案第三号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第三号 六戸町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第十七 議員提出議案第四号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、八番、円子徳通君外五名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより、議員提出議案第四号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第四号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を別紙のとおり提出することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これもちまして、平成二十四年第六回六戸町議会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会（午前十時五十一分）

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員